「とやま探究学習サポーター」登録制度　実施要領

第１　趣旨

この要領は、高等学校等が探究活動をはじめとする教育活動を行う際に、連携協力する企業等を「とやま探究学習サポーター」（以下「探究サポーター」という。）として登録し、円滑な連携協力のために必要な事項を定めるものとする。

第２　連携活動

１　活動内容

探究サポーターは、社会が抱える諸課題を生徒が自身の問題として捉え、主体的な学びの充実を図るとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すため、次に掲げる各項目のいずれかの協力を行うこととする。

（１）課題解決型学習（探究的な学習）への協力
（２）高等学校等での講話・講演
（３）企業等の現場見学、体験
（４）その他、授業への協力

２　連携の実施校

探究サポーターとの連携実施校は、次に掲げる各項目のいずれかの方法により、協議の上、決定する。

（１）高等学校等からの直接依頼
探究サポーターの登録リスト内容を参考に、高等学校等から直接、探究サポーターに連絡をし、連携内容や方法等を協議する。

（２）県立高校連携活動コーディネーターによる仲介
教育活動で企業等との連携を希望する高等学校等に対し、県立高校連携活動コーディネーターが、探究サポーターの登録リスト内容を参考に、当該学校と内容に応じた探究サポーターとの連携を調整、仲介する。

（３）探究サポーターから高等学校等へ直接提案
探究サポーターが、高等学校等に直接提案または県立高校連携活動コーディネーターが仲介し、協力する内容を協議する。

３　連携の推進について

探究サポーターは、「１　活動内容」に掲げる活動のほか、探究サポーターと高等学校等とのさらなる連携を推進するため、次に掲げる各項目について可能な限り協力することとする。

（１）生徒が高等学校等で取り組むことのできる探究活動のテーマについての提案
（２）高等学校等が実施する探究学習発表会等への参加・講評等

４　費用負担

交通費や謝礼等、連携活動に要する費用の負担については、探究サポーターと高等学校等とで事前に協議の上、決定する。

５　探究サポーターの責務

探究サポーターは、教育活動を行うことに鑑み、連携活動を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

（１） 教育基本法第 14 条第２項に規定する政治的活動及び同法第 15 条第２項に規定する宗教的活動を行わないこと。

（２）営利を主目的とした活動を行わないこと。

（３）活動を通じて知り得た個人情報等は第三者に漏らさないこと。

第３　登録

１　登録の対象

富山県内に本社または事業所を置く企業又は団体、大学等

２　登録の手続

（１）本制度の趣旨に賛同し、探究サポーターの登録を希望する企業等は、登録票を富山県教育委員会教育企画課（以下「教育企画課」という。）に提出する。

（２）教育企画課は、（１）の登録票の協力内容を確認の上、探究サポーターとして登録する。

（３）探究サポーターとして登録された企業等は、各々の協力内容等を富山県教育委員会のホームページで公表する。

３　登録内容の変更等

探究サポーターとして登録された企業等が、登録内容の変更や辞退をする場合には、教育企画課に申し出なければならない。

４　登録の取消し

教育企画課は、登録企業等が法令を違反したときや探究サポーターとしてふさわしくないと認められるときには、登録を取り消すことができる。

第４　情報の取扱いについて

富山県教育委員会は、本事業で知り得た企業等の情報については、適正に扱うものとする。

附　則

この実施要領は、令和６年７月２日から施行する。